

2020年 1月14日

お客さま各位

西中国信用金庫

## 各種預金規定の一部改正について

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」、および2020年4月に施行される改正民法（債権法）等を踏まえ、2020年4月より各種預金規定の一部を改正いたします。

改正後は、当金庫からの各種確認や資料提出のお願いに正当な理由なく回答いただけない場合およびマネー・ローンダリング等に抵触するおそれがある場合等は、入金・払戻し等の一部取引を制限させていただく場合があります。

なお、改正後の各種預金規定は、改正前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

何卒、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 改正日

2020年4月1日（水）

#### 2 改正する預金規定

	流動性預金	定期性預金
規定名	<ul style="list-style-type: none"><li>普通預金規定</li><li>貯蓄預金規定</li><li>納税準備預金規定</li><li>通知預金規定</li><li>定期性総合口座取引規定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>期日指定定期預金規定</li><li>自動継続期日指定定期預金規定</li><li>自由金利型定期預金(M型)規定</li><li>自動継続自由金利型定期預金(M型)規定</li><li>自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)</li><li>自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)</li><li>変動金利定期預金規定</li><li>自動継続変動金利定期預金規定</li><li>積立定期預金規定</li><li>定期積金（スーパー積金）規定</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>流動性預金に共通する規定 (共通規定=<u>廃止</u>)</li><li>盗難に遭った通帳または証書を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱に関する特約 (特約=<u>廃止</u>)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>各取引に共通する規定 (共通規定=<u>廃止</u>)</li><li>盗難に遭った通帳または証書を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱に関する特約 (特約=<u>廃止</u>)</li></ul>

### 3 主な改正内容（下線部分～新設・追加・変更）

(1) 「共通規定」および「特約」を各預金規定に挿入

(2) 「取引の制限等」の新設（例：普通預金規定）

#### 13. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。  
預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。  
届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(3) 「解約等」条項の一部追加・変更（例：普通預金規定）

#### 15. 解約等

(1) 省略

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または第13条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が届出た事項等について、届出事項等が虚偽であることが明らかになった場合

⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥前各号のいずれかの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(3)(4)(5) 省略

(4) 定期性預金の「解約等」条項の一部追加・変更（例：期日指定定期預金規定）

5. 預金の解約、書替継続

- (1)この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、証書面の受取欄(通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳(以下「通帳等」といいます。)とともに当店に提出してください。
- (3)この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。  
この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。  
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または前項にもとづき預金者が届出した事項等について、届出事項等が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥前各号のいずれかの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (5) 省略

(5) 「成年後見人等の届出」条項の一部追加（例：普通預金規定）

9. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって届出てください。  
また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
- (2)(3)(4)(5) 省略

(6) 「規定の変更等」条項の新設（例：普通預金規定）

20. 規定の変更等

- (1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

(7) みなし到達規定「通知等」条項の新設（例：期日指定定期預金規定）

7. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

以上

お問合せ先：にしんお客様相談センター 0120-26-3521

受付時間／平日9:00~17:45（土・日・祝日を除く）